コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

目次

1. 総量規制に抵触している者の借入残高を段階的に減らしていくための借換えの推進	1
2. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入	7
3. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討等	11
4. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討	17
5. NPOバンクに対する対応	21
6. その他所要の改正	26
7. その他のご意見	27

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	1. 総量規制に抵触している者の借入残高	を段階的に減らしていくための借換えの推進
1	個人顧客が「貸金業者と締結した貸付	借換えによって弁済される債務が「貸金
	けに係る契約に基づき負担する債務」の	業者と締結した貸付けに係る契約に基づ
	すべての債務を一本化して借り換えない	き負担する債務」であれば、それらの債務
	限り、段階的に残高を減らすことを可能	が「貸金業者と締結した貸付けに係る契約
	とする新たな借換えの規定(規則第 10	に基づき負担する債務」のすべてではな
	条の23第1項第1号の2)の適用は受け	く、その一部であったとしても、新たな借
	られないのか。	換えの規定(規則第10条の23第1項第1
		号の2)の適用を受けることができます。
2	個人顧客が「貸金業者と締結した貸付	貴見のとおりと考えられます。
	けに係る契約に基づき負担する債務」に	
	ついて、自社貸付け分と他社貸付け分が	
	ある場合において、自社分のみを借り換	
	えたときも、規則第 10 条の 23 第 1 項第	
	1号の2の適用を受けることは可能か。	
3	指定信用情報機関の信用情報では確認	「みなし貸金業者に対して負担する債
	できない「みなし貸金業者」(登録が失効	務」については、指定信用情報機関には登
	した貸金業者)に対して負担する債務、	録されていないものの、基本的には、貸金
	親族・知人に対して負担する債務、貸金	業者に対する債務であり、借換えの必要性
	業者が保証履行によって取得した求償権	が認められることから、当該債務の存在の
	等についても、新たな借換え(規則第10	確認を行ったことを示す書面を保存する
	条の23第1項第1号の2)の対象に含め	ことを条件に、借換えの対象となる債務に
	るべきではないか。	追加する旨を内閣府令で定めることとし
		ます(規則第10条の23第1項第1号の2
		イ)。
		「親族・知人に対して負担する債務」に
		ついては、①一般に、貸付けの条件が貸金
		業者よりも借り手に有利と考えられるこ

		とや、②債務の実在の確認が困難であり、
		総量規制の潜脱に利用されるおそれも高
		いことから、借換えの対象として新たに手
		当てする必要性に乏しく、かつ不適当であ
		ると考えられます。
		「求償権」については、一度借り手が債
		務不履行となったことに伴う債権であり、
		仮にこれを借換えの対象としても再び債
		務不履行に陥る可能性も高く、「個人顧客」
		の利益の保護に支障を生じる」おそれが高
		いことから、借換えの対象として含めるこ
		とは不適当であると考えられます。
4	新たな借換えに係る規則第 10 条の 23	他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務
	第1項第1号の2イにおいて、「指定信	については、貸金業者と締結した貸付けに
	用情報機関が保有する個人信用情報によ	係る契約に基づき負担する債務であれば、
	り確認できるものに限る」と規定されて	貸付業務を行っている貸金業者(いわゆる
	いるが、NPOバンクからの借入れ(指	NPOバンクを含む。) だけでなく、みな
	定信用情報機関に対する信用情報の提供	し貸金業者を債権者とする債務にも拡大
	義務が免除)についても、借換えの対象	しました。
	にすべきではないか。	これに伴い、「指定信用情報機関が保有
		する個人信用情報により確認できるもの
		に限る。」とした部分を削除しました。
5	借換えによって弁済される債務が極度	新たな借換えに係る規則第 10 条の 23
	方式貸付けに係る債務でない場合、新た	第1項第1号の2の適用を受けることが
	な借換えに係る規則第 10 条の 23 第 1 項	できるか否かについては、借換えによって
	第1号の2の適用は受けられないのか。	弁済される債務が極度方式貸付けに係る
		債務であるか否かには制約されません。
6	総量規制の「適用除外」貸付け、「例外」	貴見のとおりと考えられます。
	貸付けに該当する債務の借換えについて	
	も、新たな借換えに係る規則第 10 条の	
	23 第 1 項第 1 号の 2 の適用を受けるこ	
	とは可能か。	
7	新たな借換え(規則第 10 条の 23 第 1	新たな借換え(規則第10条の23第1項
	項第1号の2)について、借換えの対象	第1号の2)は、総量規制に抵触する借り
	者は総量規制に抵触している者に限定さ	手が段階的に借入残高を減らしていくこ
	れるのか。	とができるよう、総量規制の「例外」貸付
		けとされたものです。総量規制に抵触して
		いない借り手は、この規定にかかわらず、
		借換えは可能と考えられます。
8	新たな借換え (規則第 10 条の 23 第 1	新たな借換え(規則第10条の23第1項
	項第1号の2)について、収入のない専	第1号の2)は、総量規制の「例外」貸付
	業主婦(主夫)や求職者は、実際に、貸	けであり、一般に、収入にかかわらず借換

	金業者との間で借換えの契約を締結する	えを行うことが可能です。ただし、貸金業
	ことはできないのではないか。	者は、借換えの契約が法第 13 条の 2 第 1
		頃に規定する「その他顧客等の返済能力を
		超える貸付け」に当たらないことについ
	世格ニの共命したでは翌年 町分井コ	て、確認する必要があります。
9	借換えの対象となる債務は、既往借入	借換えの対象となる債務である、「貸金」
	れの元本、利息に加え、借換えに伴って	業者からの借入債務全般」には、既住借入
	発生する振込手数料等の諸経費・諸手数	れの元本のみが該当し、当該借入れに係る
	料を含めたものと解してよいか。	利息や、借換えに伴って発生する諸経費・
		手数料までを含めるものではありません。
10	貸金業者が借換後の債務の利率が借換	個人顧客に対する確認が適切に行われ
	えによって弁済される債務の利率(債務	ている限りにおいて、必ずしも 17 条書面
	が複数ある場合は残高による加重平均し	の提出を受けることまで求めるものでは
	た利率)を上回らないことを確認するに	ありません。
	際して、必ずしも借換えによって実際に	
	弁済される債務に係る契約締結時書面	
	(17条書面)の提出を求める必要はない	
	ものと理解してよいか。	
11	貸金業者が借換後の一月の負担が借換	
	 えによって実際に弁済される債務の一月	
	の負担を上回らないことを確認するに際	
	│ │して、必ずしも借換えによって実際に弁	
	済される債務に係る契約締結時書面(17	
	条書面)の提出を求める必要はないもの	
	と理解してよいか。	
12	借換後の債務の利率が借換えによって	貴見のとおりと考えられます。
	借換前の債務の利率(債務が複数ある場	ただし、借換前の債務の利率が利息制限
	合は残高による加重平均した利率)を「上	法の上限金利を超える場合には、借換後の
	回らないこと」とあるが、同一でも構わ	債務の利率は、当該上限金利以下である必
	ないと理解してよいか。	要があります。
13	借換えによって実際に弁済される債務	貴見のとおりと考えられます。
	に遅延損害金が生じている場合におい	
	て、当該債務の利率(債務が複数ある場	
	合は残高による加重平均した利率)の算	
	出にあたって考慮する必要はないと理解	
	してよいか。	
14	借換えによって実際に弁済される債務	貴見のとおりと考えられます。
1-7	の利率(債務が複数ある場合は残高によ	ただし、借換前の債務の利率が利息制限
	る加重平均した利率)の算出に際して、	法の上限金利を超える場合には、借換後の
	当該債務の全部又は一部の利率が変動型	
	である場合、現に適用されている利率を 田いて構わないと理解してよいか	要があります。
	用いて構わないと理解してよいか。	

		1_1_11
15	複数の貸金業者間における多数回の借	契約に係る費用を誰が負担するかにつ
	換えによる弊害を防止するため、契約に	いては、取引の当事者間で決定されるべき
	係る費用に関しては、出資法において「み	問題と考えられます。 ただし、 契約に係る
	なし利息」に含まれないもの(出資法第	費用を債務者が負担する場合には、借換後
	5条の4第4項第1号及び第2号)を除	の債務の利息は、みなし利息を含めて利息
	き、すべて貸し手が負担し、借り手が不	制限法の上限金利以下である必要があり
	利益を被らないようにする規定を設ける	ます。
	べきではないか。	
16	貸金業者が「貸付けの残高が段階的に	契約に基づく定期の返済によって元本
	減少することが見込まれる」ことを判断	が減少していく限りにおいて、基本的に
	するに際して、画一的な基準は設けられ	は、貴見のとおりと考えられます。
	ていないと理解してよいか。	
17	新たな借換え (規則第 10 条の 23 第 1	新たな借換えに係る規則第 10 条の 23
	項第1号の2)について、借換後の貸付	第1項第1号の2に掲げるすべての要件
	利率および1か月の負担額については既	に該当する限りにおいて、貴見のとおりで
	存債務の条件を上回らないこととある	す。
	が、返済総額は上回ってもよいのか。	
18	新たな借換えに係る規則第 10 条の 23	貴見のとおりと考えられます。
	第1項第1号の2二において、「前号イ及	
	びハからへまでに掲げるすべての要件に	
	該当すること。」とされているが、例えば、	
	貸金業者の貸付けの締切日の問題で、第	
	│ │1回目の返済日が、貸付日から1か月以	
	上経過した日となる場合、第1回目の返	
	 済額を日割り計算して、一月の負担額が	
	従前の借入れの一月の負担額を上回って	
	いなければ、当該要件を満たしていると	
	考えてよいか。	
19	借換えに際しては、あくまで従来以上	この要件を緩和することは、「個人顧客
	の担保や保証人を徴求しないことを要件	の利益の保護に支障を生ずることがない
	としているが、これを緩和するべきであ	契約」の趣旨に反することとなるため、適
	る。	当ではないと考えられます。
20	 担保・保証人付きの債務については、	借換えの対象となる債務を限定するこ
	借換えの対象となる債務に含まれないよ	とは、かえって顧客の選択肢を狭めること
	一うにすべきである。	となり、適当ではないと考えられます。
		なお、借換えを行うにあたって、借り手
		は初して借換前以上の追加的な担保提供
		や新たな保証を求めてはならないことや、
		既存の担保提供者や保証人に対して借換
		前以上の担保提供や保証を求めてはなら
		前以上の担保提供で保証を求めてはなら ないことは、内閣府令において既に要件と
		して規定されているところです。

21 借換えとして行われる貸付けを極度方 式基本契約に基づく貸付けとすることは 可能と理解してよいか。 貸付けの停止や極度額の適切な管理が行われ、総量規制に抵触している場合に新たな貸付けが行われないような手当てがされている限りにおいて、借換えとして行われる貸付けを極度方式基本契約に基づく貸付けとすることは排除されません。

22 「指定信用情報機関から提供を受けた 信用情報の内容」(平成22年4月26日付 公表案第10条の23第2項第1号の2ハ) は借入件数及び貸金業者ごとの借入残高 と理解してよいか。 他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務を拡大したことに伴い、規則第10条の23第2項の規定により保存しなければならない書面に記載する事項については、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」から「弁済する債務の存在について調査を行つた年月日、方法及び結果」(同項第1号の2ハ)に変更することとしました。

記載に際して、返済能力調査に使用した 指定信用情報機関の信用情報を用いる場 合には、個別の債務ごとに当該債務の存在 が確認できる信用情報の内容を記載する 必要があります。

23 借換後の債権を譲渡する場合、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」(平成22年4月26日付公表案第10条の23第2項第1号の2ハ)を譲受人に提供することは可能と理解してよいか。

また、当該提供は法第 41 条の 38 第 1 項で禁止する目的外使用に該当しないと 考えてよいか。 他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務を拡大したことに伴い、規則第10条の23第2項の規定により保存しなければならない書面に記載する事項については、「指定信用情報機関から提供を受けた信用情報の内容」から「弁済する債務の存在について調査を行つた年月日、方法及び結果」(同項第1号の2ハ)に変更することとしました。

同項第1号の2ハに掲げる事項として 返済能力調査に使用した指定信用情報機 関から提供を受けた信用情報の内容が記 載されている場合において、当該信用情報 の内容を譲受人に提供することは、法第 41条の38第1項で禁止する目的外使用・ 第三者提供に該当するものと考えられま す。

「指定信用情報機関が保有する個人信用情報により確認できるものに限る。」 (平成22年4月26日付公表案第10条の23第1項第1号の2イ)とあるが、債務の存在の確認のために個人信用情報を使

24

他のご意見を踏まえ、借換えの対象債務 を拡大したことに伴い、ご質問の部分は削 除されました。

なお、一般論としては、債務の存在や債 務者の申出どおりに弁済が行われている

	用することは可能なのか。	ことの確認が、法第 41 条の 38 第 1 項第 1
	また、債務者の申出どおりに弁済が行	号の「借入金の返済能力その他の金銭債務
	われていることの確認のために個人信用	うの・個八並の返済能力での他の並戯資務 の弁済能力の調査」として行われる限りに
	情報を使用することは許容されるのか。	おいて、法第 41 条の 38 第 1 項で禁止する
	情報を使用することは計合されるのか。 	
		信用情報の目的外使用・第三者提供には当
0.5	「々口ので泣ん切のこと。」ナので泣に	たらないものと考えられます。
25	「各回の返済金額のうち元本の返済に	元本の返済に充てられる金額の保存を
	充てられる金額」(規則第 10 条の 23 第 2	義務付けている趣旨は、貸付けの残高が段
	項第1号の2ホ)については、各回の返	階的に減少することが見込まれることに
	済金額、貸付けの利率、利息の計算方法	ついて、後に検証を行うことを可能にする
	で足りると理解してよいか。	ことにあります。
		│ この趣旨が充足される限りにおいて、書 │
		│面の記載方法として、ご意見のような方法 │
		によることも認められるものと考えられ
		ます。
26	借換えとして行われた貸付けについて	借換後の金利が借換前の金利を上回る
	も、後日に条件変更を行うことは可能と	ことがない等の新たな借換えの措置の趣
	理解してよいか。	旨を潜脱しない限りにおいて、条件変更を
		行うことは可能と考えられます。
27	借換えの結果、交付された資金がきち	今回の新たな借換えの措置(規則第 10
	んと債務の返済に充てられるよう何らか	条の23第1項第1号の2)は、総量規制
	の強制が必要ではないか。	に抵触する借り手が、新たな借入れが不可
		能となり、返済に支障をきたすおそれがあ
		ることに鑑み、段階的に借入残高を減らす
		ことが可能となるための手段を提供する
		ものであり、資金が債務の返済に充てられ
		ることが制度として前提となっています。
28	顧客から借換えを含む債務の返済に関	法第12条の9において、貸金業者は、
	する相談を受けた貸金業者が、適切な専	資金需要者等の利益の保護のために必要
	門相談窓口で助言を得るよう誘導等を行	と認められる場合には、資金需要者等に対
	うこととする規定を設けるべきではない	して、借入れ又は返済に関する相談又は助
	か。	言その他の支援を適正かつ確実に実施す
		ることができると認められる団体を紹介
		するよう努めなければならない、と規定さ
		れており、債務の返済に関する相談を受け
		た貸金業者は、この規定を踏まえて顧客に
		適切に対応することが必要と考えられま
		す。
29		今回の新たな借換えの措置は、総量規制
	認めるのであれば、貸金業者が借換えの	に抵触する借り手が、新たな借入れが不可
	契約を締結する前に、利息制限法所定の	能となり、返済に支障をきたすおそれがあ
	金利に引直し計算を行った結果を算出	ることに鑑み、段階的に借入残高を減らす
L	単一	しーし 「「mm・/ 、・xx Pロ H J I C III / C //X ID で // グ ブ

し、個人顧客に提示することを義務付け るべきである。

この場合において、過払金が発生していれば、自主的に返還することを義務付けるべきである。

ことが可能となるための手段を提供するものです。

なお、利息制限法の制限額を超過した利息の支払いについて、元本の返済に充当することを求めるか否かは、民事上の権利調整であると考えられることから、貸金業法によって貸金業者に一律の対応を義務付けることは困難であると考えられます。

ただし、借換えに際して、貸金業者には、 個人顧客に対し引直し計算の可能性について十分な説明を行うなど、丁寧な対応が 求められると考えられます。

2. 個人事業者の安定的な「事業所得」を総量規制の「年収」として算入

30

資力を明らかにする事項を記載した書面等に係る規則第10条の17第2項第3号及び第4号について、「直近の期間(当該直近の期間を含む連続した期間における事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合にあつては、当該直近の期間を含む連続した期間)に係るものであること。」とは、必ずしも連続した期間(2年以上)による算定を必要とするものではないと解してよいか。

法第 13 条第 3 項に規定する基準に該当することにより年収証明書の提供を受ける場合において、直近の年の事業所得の金額のみを用いて基準額を算定するときは、直近 1 年分の年収証明書で足りるものであり、貴見のとおりと考えられます。

一方、直近の年を含む複数年の事業所得の金額を用いて基準額を算定する場合には、算定に用いたすべての年の年収証明書が必要になります。

31 個人事業者への貸付けについて、法第 13条第3項第1号及び第2号(当該貸金 業者合算額が50万円超又は個人顧客合 算額が100万円超)のいずれにも該当し ない場合、必ずしも事業所得を証明する 書類の提出が前提とならず、給与所得者 と同様に、安定的な事業所得の申告に基 づき契約が可能と解してよいか。

申告が年収証明書の記載に基づき行われる限り、貴見のとおりと考えられます。

32 当初、事業所得を基に総量規制の範囲 内で貸付けを行った後、「例外」貸付けや 「適用除外」貸付けに区分変更すること は可能か。 総量規制の範囲内の貸付け、「例外」貸付けては「適用除外」貸付けのいずれの区分とするかは、契約締結時における契約的により決められるものであり、事後的に、それらの区分を相互に変更すると、法制度として想定していません。また、制度の運用上も、仮に事後的な区分変更上の借入総額の事後的な操作による規制の潜脱が可能となるおそれもあることに鑑みると、このような区分変更を行うことは

		適当ではないと考えられます。
33	ある貸金業者では事業所得を基に貸付	それぞれの貸付けが要件を満たして行
	けを行い、他の貸金業者が「例外」貸付	われる限り、貴見のとおりと考えられま
	けを行うことは可能か。	す。
34	以下の資金需要者について、年間の事	貴見のとおり、(1)、(2)の資金需要者が、
	業所得の金額を基に行われる総量規制の	安定的であると認められる事業所得を得
	範囲内の貸付けや、「事業・収支・資金計	ている場合には、総量規制の範囲内で貸付
	画(3計画)」を提出して行われる総量規	けを受けることが可能です。また、このよ
	制の「例外」貸付け(規則第 10 条の 23	うな資金需要者が、事業を行うために必要
	第1項第4号)が採用できると解してよ	な資金の借入れの申込みを行った際に、
	いか。	「事業・収支・資金計画(3計画)」に照
	(1)外形的には勤務者だが、その多くは	らして返済能力を超えないと認められる
	事業所得を確定申告している者(例:保	場合には、総量規制の「例外」貸付けが可
	険会社と雇用関係のある保険外交員等)	能です。
	②特定の会社や団体と請負関係があ	
	り、事業所得として収入を得ている者	
	(例:車両持ち込みで運送に携わる者や、	
	競輪、競艇の選手等)	
35	規則第 10 条の 22 第 1 項第 4 号におい	規則第10条の17第2項第3号において
	て、「過去の事業所得の状況に照らして	は、事業所得として、所得税法第 27 条第
	安定的と認められるものに限る。」とあ	2項に規定する「事業所得の金額」を基準
	るが、「事業所得の安定性」の算定で、	としており、その算定において、「事業所
	所得税法第27条第2項に規定する「事業	得の金額」を超える計算を行うことは、認
	所得の金額」を超える計算が認められる	められません。
	か。	
36	定期的な収入の算出にあたり、給与所	法第13条の2第2項において、個人顧
	得と事業所得の両方がある場合におい	客の基準額は、「その年間の給与及びこれ
	て、必ずしも両方の所得を合算する必要	に類する定期的な収入の金額として内閣
	はなく、どちらか一方を用いて貸付けの	府令で定めるものを合算した額に3分の
	基準額とすることができると理解してよ	1を乗じて得た額」とされており、給与所
	いか。	得と事業所得の両方がある場合において
		は、両方の所得を合算することが想定され
27	「左眼の古巻記俎のA笠(畑土の古巻	ています。
37	「年間の事業所得の金額(過去の事業	規則第10条の22第1項第4号は、総量
	所得の状況に照らして安定的と認められ	規制の基礎となる年収として、事業所得の
	るものに限る。)」(規則第10条の22第1	うち 「安定的と認められるもの」を認める 旨た字めたまのです。一ち、規則第 10 条
	項第4号)について、個人事業者の事業 所得が安定的とまでは言えないものの	旨を定めたものです。一方、規則第 10 条 の 23 第 1 項第 4 号は、個人事業者向はの
	│所得が安定的とまでは言えないものの、 │貸付けに当たって特段の返済能力を有し	の 23 第 1 項第 4 号は、個人事業者向けの 総量規制の「例外」貸付けを定めたもので
	貝打けに当たって特段の返済能力を有し ていると認められる場合には、規則第10	総里規制の「例外」員刊りを定めたもので す。したがって、事業を営む個人顧客に対
	その23第1項第4号の「例外」貸付けの	する貸付けであって、規則第 10 条の 23
	対象となると解してよいか。	第1項第4号の要件を満たすものであれ
	刈豕になるに胖ししよいが。	カー垻男450女件で何にりものじめれ

		ば、貴見のとおりと考えられます。
38	個人事業者の事業所得を年収証明書で	個人事業者の事業所得については、当該
	確認する場合において、以下の各項目も	事業から専ら発生することとなる所得(所
	合算して採用できると解してよいか。	得税法上の「事業所得」)のうち、安定的
	(1)不動産所得(事業として行うもの)	と認められるものについてのみ年収とし
	(2)雑所得 (講演料、原稿料等)	て認めることとしています。
	(3)雑収入(シルバー人材センターから	ご質問の項目のうち、不動産の所得につ
	支給される配分金)	いては、事業として行われる不動産業から
		生じる「事業所得」のうち、安定的である
		と認められるものについてのみ年収とし
		て認めることができます。なお、「不動産」
		所得 については、規則第10条の22第1
		項第3号において、年収として認められて
		います。
		してす。 一方、講演料、原稿料、シルバー人材セ
		ンターから支給される配分金のうち、「雑
		所得 とされるものは、所得税法上、事業
		から生じたと認められるもの以外の所得
		であることから、いずれも総量規制の基礎
		となる年収に算入可能な「事業所得」には
		該当しません。
		お、事業がら至したと認められる講演 料、原稿料については、所得税法上の考え
		方と同様に、「事業所得」に該当します。
39		総量規制は、年収の3分の1を借入残高
33	所得の状況に照らして安定的と認められ	の上限とするものであることから、「年間」
	るものに限る。)」(規則第 10 条の 22 第 1	の主限とするものであることがら、「平間」の事業所得の金額」は、総合的に判断して、
	項第4号)について、「安定的」とは、必	プラスである必要があります。なお、安定
	ずしも事業所得の金額がプラスでなくと	フラスでめる必安がめりより。なお、女庄 的であるかどうかは、個別の事情に応じて
	も、貸金業者が総合的に審査した結果、	判断することとなります。
		刊刷りることになりまり。
	返済能力があると判断した場合も含まれる。	
40	ると解してよいか。	個 東番老杉東番も行うt ゆに立面た
40	個人事業者への貸付けにおいて、「年間 の事業所得の金額」(規則第 10 条の 22	個人事業者が事業を行うために必要な 資金の借入れの申込みを行った際に、「事
	第1項第4号)を総量規制の基礎となる	業・収支・資金計画(3計画)」に照らし
	年収として貸し付ける方法、「事業・収まる。	│て返済能力を超えないと認められる場合 │ │には、貸会業者は、巡尋規制の「個別」
	支・資金計画(3計画)」の提出を受けて	には、貸金業者は、総量規制の「例外」と
	総量規制の「例外」として貸し付ける方法(規則第10条の22第1項第4日)の	して貸付けを行うことが可能です。
	法 (規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号) の	他方、個人事業者であっても、例えば、
	いずれも、その資金使途は事業性である	事業に直接関係なく、消費者としての資金
	か消費性であるかを問わないものと解し	用途(教育費等)を満たすための借入れが
	てよいか。	可能となるよう、年収の定義に「安定的で

		あると認められる」事業所得を追加したと
		ころです。この場合には、総量規制の規定
		に基づき借入れが可能な金額は、事業所得
		の3分の1になります。
41	個人事業者の安定的な「事業所得」を	サラリーマン等の「給与所得者」の場合
	総量規制の基礎となる「年収」として算	には消費者として年収の3分の1まで借
	入することは、安易に個人事業者の債務	入れが可能であるにもかかわらず、同じ年
	を増大させる結果となるため、反対する。	収であっても、「個人事業者」の場合には
		消費者として教育費等の貸付けを受けら
		れないこととすると、両者の間でバランス
		を失することになると考えられます。この
		ため、そのようなバランスを確保する観点
		から、安定的な事業所得と認められるもの
		については、総量規制の基礎となる「年収」
		に算入することとしたものです。
42	「年間の事業所得の金額(過去の事業	仮に直近の事業所得の金額が0円であ
	所得の状況に照らして安定的と認められ	ったとしても、これが一時的な要因に基づ
	るものに限る。)」(規則第10条の22第1	くものであり、過去の連続した複数年の事
	項第4号) について、「安定的と認められ	業所得の金額に照らせば、安定的と認めら
	る」とは、具体的にどういうことか。「安	れる場合もあるものと考えられます。
	定的」の判断は自社判断でよいか。例え	この場合において、任意の年の金額をも
	ば、前々期事業所得 500 万円、前期事業	って、基準額とすることは適当ではなく、
	所得0円の場合、「前期は体調を崩し休業	直近の年を含む連続した複数年の事業所
	がちであったが今期は前々期ベースであ	得の金額を考慮した上で、安定的と認めら
	る」ことを確認すれば、事業所得は安定	れる基準額を合理的に算定していく必要
	的に 500 万円と判断してよいか。	があります。
43	極めて零細な個人事業者は、事業計画	過剰貸付けを防止するという改正貸金
	など作成できないし、通年赤字であって	業法の趣旨に鑑みると、返済能力が認めら
	も直ちに倒産・破産するものでもないの	れない借り手への貸付けは行われるべき
	であるから、事業継続意欲があれば、総	ではないものと考えられます。
	量規制の対象や「例外」ではなく、貸金	ただし、個人事業者については当面赤字
	業者の審査ノウハウにより融資を可能と	であっても「事業・収支・資金計画(3計
	すべきである。	画)」の提出を受けることにより返済能力
		が認められれば、貸付けは可能です。
		なお、個人事業者向けの100万円以下の
		「例外」貸付けについては、より簡易な方
		法で返済能力の調査を行うことを認める
		旨を内閣府令で定めることとしています
		(規則第10条の23第1項第4号及び第5
		号並びに第10条の28第1項第3号及び第 4日
11	東衆派得太紗皇田糾の甘琳した7左伽	4号)。
44	事業所得を総量規制の基礎となる年収	年収証明書については、できるだけ速や

として認める措置は、完全施行を目前に した今回の府令改正により講じられるも のであることから、事業所得を確認する 際の年収証明書の提出期間については、 この府令の施行後の一定期間は2か月よ りも長い期間とするなど、別途の経過措 置を設けて頂きたい。 かな提出を求めていくことが制度の運用 として望ましい一方で、今回の措置は、改 正貸金業法の完全施行に伴うものであり、 少なくとも制度が定着するまでの間は、貸 金業者にとって1か月では実務的に年収 証明書の回収が困難という実情があるこ とを勘案し、当分の間、提出期間を「2か 月」とする改正を行う旨を内閣府令で定め ることとしたところです。

3. 総量規制の「適用除外」と「例外」の分類の再検討等

45 貯蓄性のある保険の解約返戻金又は預金等を担保とする貸付けに係る契約についても、資産の裏付けがある貸付けとして、総量規制の「適用除外」とすべきではないか。

一般に、保険契約における解約返戻金を 担保とする貸付けとしては、保険会社によ る契約者貸付等に、また、預金を担保とす る貸付けとしては、銀行による預金担保貸 付に、事実上限定されていることから、こ れらの貸付けを総量規制の「適用除外」と して規定する必要はないものと考えられ ます。

46 資産の裏付けがある貸付けや、将来的なキャッシュフローがある貸付けを、総量規制の「例外」から「適用除外」に移行することは、資産のみをあてにした貸付けを助長し、結果として債務者の資産を不当に喪失させるおそれがあるため、反対する。

「例外」貸付けから「適用除外」貸付けに移行する貸付けに係る担保や売却予定資産は、いずれも担保処分や売却が行われても債務者の生活に著しい支障を生じないものに限定されています。

47 総量規制の「例外」から「適用除外」 に移行する不動産担保貸付け(規則第10 条の21第1項第6号)について、法人名 義の社宅(役員の居宅や社員寮など)は、 「担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なもの」には該当しないと解 してよいか。 担保提供者が法人である場合には、通常、社宅は「生計を維持するために不可欠なもの」には該当しません。ただし、例えば当該法人が他に資産がなく、かつ、役員を一人株主とする株式会社である等、特段の事情が認められる場合には、「生計を維持するために不可欠なもの」に該当すると判断される場合もあると考えられます。

規則第10条の21第1項第6号の不動 産担保貸付けについて、居宅等を担保と する場合を除くとされていることは、財 産権の保障を規定する憲法第29条第1 項に反するのではないか。

48

改正貸金業法は、「個人過剰貸付契約その他顧客等の返済能力を超える貸付けの契約と認められるとき」に限り、貸付けの契約の締結を禁止することとしています(法第13条の2第1項)。

したがって、法第13条の2及び規則第10条の21第1項第6号により、居宅等を担保とする貸付けの契約に総量規制が適用されることは、多重債務問題の解決とい

		う改正貸金業法の趣旨に適うものであり、
		憲法第 29 条第 1 項に反するものではない
		と考えられます。
49	規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号の不動	居宅等については、これを担保とし、実
43	産担保貸付けについて、居宅等を担保と	際に担保権が実行された場合には、当該個
	する場合であっても、貸付利率が一定水	人顧客又は担保を提供する者の生活に著
	する場合でありても、負付利率が、足が 準以下であれば、総量規制の「適用除外」	八願谷又は担保を提供する日の土冶に省 しい支障を来すおそれがあると考えられ
	とする等、柔軟な運用を図るべきではな	るため、このような不動産を担保とする貸
	いか。	付けの契約を総量規制の「適用除外」とす
		│ることは、適切でないものと考えられま │ │す。
		^。 なお、個人事業者については、「事業・
		収支・資金計画(3計画)」を提出し、返
		済能力が認められる場合には、居宅等を担
		保にした総量規制の「例外」貸付けを受け
		ることが可能となっています(規則第 10
		条の23第1項第4号)。
50	 規則第 10 条の 21 第 1 項第 6 号の「当	不動産から賃料収入を得ている場合、そ
	該個人顧客若しくは担保を提供する者の	の賃料収入が個人顧客又は担保を提供す
	生計を維持するために不可欠なもの」に	る者の生計を維持するために不可欠なも
	は、不動産から賃料収入を得ている場合	のと認められるか否かの観点から、個別事
	の当該不動産も含まれるのか。	例ごとに実態に即して判断されるものと
	の当成中幼座の日まれたののが。	考えられます。
51	借入残高が年収の3分の1を超えなけ	法第13条の2第1項の「個人過剰貸付
"	れば、居宅等を担保とする貸付けの契約	契約その他顧客等の返済能力を超える貸
	を締結することはできるか。	付けの契約」と認められるものでない限
		り、居宅等を担保とする貸付けの契約を締
		か、店でする追ばとする質問のの美術を輸 結することは妨げられません。
		なお、個人事業者については、「事業・
		収支・資金計画(3計画)」を提出し、返
		済能力が認められる場合には、居宅等を担
		保にした総量規制の「例外」貸付けを受け
		ることが可能となっています(規則第 10
		条の23第1項第4号)。
52	居宅等を担保とする貸付けの契約で、	規則第10条の21第1項第6号で規定さ
	当該居宅等が担保提供者の生計を維持す	れているように、個人顧客若しくは担保を
	るために不可欠なものでなければ、当該	提供する者の居宅、居宅の用に供する土地
	貸付けの契約は総量規制の「適用除外」	若しくは借地権を担保とする貸付けに係
	となると理解してよいか。	る契約については、総量規制の「適用除外」
		としないこととされています。
53	規則第10条の21第1項第7号の「当	例えば、当該不動産の売却により、新し
	該不動産を売却することにより当該個人	い居宅を確保する目途がないまま、居宅を
L		

	顧客の生活に支障を来すと認められる場	失う場合などが考えられますが、個別事例
	合」とは、具体的に、どのような状況を	ごとに実態に即して判断されるものと考
	指すか。	えられます。
54	総量規制の「適用除外」貸付けとして、	ゴルフ会員権については、その性格が一
	ゴルフ会員権を担保とする貸付けを追加	様でなく、また流動性も区々であることか
	してほしい。	ら、現時点においてこれを担保とする貸付
		けを総量規制の「適用除外」貸付けに追加
		することは適当ではないものと考えられ
		ます。
55	証券会社が行う新株予約権の権利行使	返済能力の調査に際し、指定信用情報機
	代金の貸付けについては、権利行使によ	関が提供する信用情報の使用義務を免除
	り取得する株式を当該証券会社が保護預	する貸付けとされている保護預り有価証
	りすることを前提にしている場合には、	券担保貸付けは、既に保護預りされている
	規則第1条の2の2第3号に規定される	有価証券を担保にして貸付けを行うもの
	保護預り有価証券担保貸付けと実質的に	に限定されており、これから購入する有価
	同等と評価できることから、返済能力の	証券の引渡し請求権を担保とする権利行
	調査に際し、指定信用情報機関が提供す	使代金の貸付けとは異なります。
	る信用情報の使用義務を免除することは	このような権利行使代金の貸付けにつ
	できないか。	いては、契約締結時には返済能力を担保す
		る資産がないため、返済能力の調査に際
		し、指定信用情報機関が提供する信用情報
		の使用義務を免除することは適当ではな
		いものと考えられます。
		なお、新株予約権の権利行使代金の貸付
		けであって権利行使により取得する株式
		を担保にするものについては、指定信用情
		報機関が提供する信用情報を使用し、返済
		能力調査を行うことが求められる一方、規
		則第10条の21第1項第5号に該当するた
		め、総量規制の「適用除外」貸付けとなり
		ます。
56	緊急医療費貸付け(規則第 10 条の 23	緊急医療費貸付け (規則第 10 条の 23
	第1項第2号)は、元本に制限がないた	第1項第2号)は、緊急の資金需要に対応
	め、利息の支払いが大きな負担となるこ	するため、返済能力を超えないと認められ
	とから、総量規制の「例外」貸付けとす	るものであることを要件に、既に総量規制
	ることに反対する。	の「例外」貸付けとして規定されているも
		のです。
57	専業主婦(主夫)に対する貸付けに係	貸付けに係る契約の主体はあくまで個
	る契約については、配偶者の同意がない	人であり、総量規制の適用については、配
	場合であっても、総量規制の「例外」と	偶者の同意がない限り、当該個人の年収及
	すべきではないか。	び借入残高が基準となります(法第 13 条
		の2第2項)。

配偶者の年収及び借入残高を合算した 額を基準とする貸付けであれば、総量規制 の例外となりますが (規則第 10 条の 23 第1項第3号)、配偶者の年収及び借入残 高によって返済能力の有無を調査する以 上、配偶者の同意を不要とするのは適切で ないと考えられます。 58 「(利用者の)利益の保護に支障を生ず 法律は、年収の3分の1と借入残高とを ることがない契約」(総量規制の「例外」 比較して返済能力の有無を判断しており、 貸付け)として、新しい類型の主婦(主 単に少額だからというだけで配偶者の同 夫)貸付けを追加し、①自社分30万円、 意を不要とすることは、現行の内閣府令に 自社他社合計 100 万円まで、②配偶者の 規定する「例外」貸付けの類型のどれにも 当てはまらないものであるとともに、「個 勤務先、年収、勤続年数の調査を条件に、 貸付けに際しての配偶者の同意及び配偶 人顧客の利益の保護に支障を生ずること がない」ものとは言い難く、法律の委任の 者の信用情報として指定信用情報機関に 登録することを不要とするとの制度を設 範囲を超えるものとなります。 けて頂きたい。 また、主婦(主夫)から配偶者の個人情 報を、配偶者の同意なく取得することは、 個人情報保護法第 17 条の個人情報の不正 な手段による取得に直ちには該当しない ものの、与信契約の締結に伴う個人情報の 取得に際し、契約者(本人)に対してあら かじめ利用目的を明示し、書面により同意 を得ることが望ましいとした金融分野に おける個人情報保護に関するガイドライ ン第8条第2項の趣旨から適当ではない と考えられます。 59 ご指摘を踏まえ、個人顧客合算額の範囲 規則第10条の23第1項第3号の「個 人顧客合算額」には、法第13条の2第2 に「住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残 項と同様に、「住宅資金貸付契約等」に係 高」を含まないとの明確化を図るため、規 る貸付け(「適用除外」貸付け)の残高を 則第10条の23第1項第3号の修正を行う 含めないものと理解してよいか。 こととします。 また、仮にそのように理解されない場 合には、「適用除外」貸付けの残高を含め ないように修正するべきではないか。 60 「(利用者の)利益の保護に支障を生ず 総量規制の「例外」として行う個人事業 ることがない契約」(総量規制の「例外」 者向け貸付けの際に提出が必要となる「事 貸付け)として内閣府令で定める事業者 業・収支・資金計画(3計画)」について 向け貸付けについて、100万円以下の場 は、今回、極力簡素な様式の提出で足りる 合、「事業・収支・資金計画(3計画)」 ための措置を講じることとしていますが、 の提出を受けることは不要として頂きた 特に貸付金額が100万円以下の場合には、 い。 より簡易な方法で返済能力の調査を行う

61 規則第10条の23第1項第4号の個人 事業者に対する「例外」貸付けについて、 「事業・収支・資金計画(3計画)」の提 出がなくても、総量規制の「例外」とな るよう、同号の要件を緩和すべきではな いか。

ことを認める旨を内閣府令で定めることとします(規則第10条の23第1項第4号及び第5号並びに第10条の28第1項第3号及び第4号)。

ただし、法律は、総量規制の「例外」貸付けであっても返済能力の調査を行う必要がある旨規定しており(法第 13 条の2 第 1 項)、3計画による確認を全く不要とすることは、返済能力の調査手段をなくしてしまうこととなるため、法律の委任の範囲を超えるものとなります。

62 借入れの申込みの金額にかかわらず、 個人事業者向けの「例外」貸付け(規則 第10条の23第1項第4号)を行うこと とは可能と解してよいか。 総量規制の「例外」として行う個人事業者向けの貸付けに係る規則第 10 条の 23 第 1 項第 4 号に掲げるすべての要件に該当する限りにおいて、貸付金額にかかわらず、「例外」貸付けを行うことは可能です。

なお、個人事業者向けの100万円以下の「例外」貸付けについては、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定めることとしています(規則第10条の23第1項第4号及び第5号並びに第10条の28第1項第3号及び第4号)。

63 個人事業者向け貸付けについては、提出させる事業計画書を徹底して合理化する等、手続きを極力簡素化し、実質的に総量規制の「例外」とするべきではないか。

個人事業者向けの貸付けについては、 「事業・収支・資金計画(3計画)」によ り返済能力が認められる場合には、総量規 制の「例外」とされています。

3計画については、日本貸金業協会において簡素なフォーマットが示されているところです。

なお、個人事業者向けの100万円以下の「例外」貸付けについては、より簡易な方法で返済能力の調査を行うことを認める旨を内閣府令で定めることとしています (規則第10条の23第1項第4号及び第5号並びに第10条の28第1項第3号及び第4号)。

海外渡航先での借入れについては、一 定額以下であれば、総量規制の「適用除 外」とすべきではないか。

64

ご意見を踏まえ、海外において緊急に必要となった費用、葬儀費用など社会通念上緊急に必要と認められる費用を支払うための資金の貸付けであって、返済能力を超えないと認められるものであり、一定の要

		件(少額で短期の返済、資金使途を確認す
		「日(夕顔で短期の返済、真霊快速を確認す
		ては、総量規制の「例外」に追加する旨を
		内閣府令で定めることとします(規則第一
		10 条の 23 第 1 項第 2 号の 2 、第 2 項第 2
		号の2、第4項及び第5項)。
65	現在、収入がなくても、将来的に安定	法律は、基本的に年収の3分の1と借入
	した収入が見込める場合は、総量規制の	残高とを比較して返済能力の有無を判断
	「例外」とすべきではないか。	することとしており、資金使途や緊急性の
		有無等を考慮することなく、内閣府令で一
		律にこのような例外を認めることは、法律
		の委任の範囲を超えるものとなります。
66	金融機関等から貸付けを受けるまでの	ご意見を踏まえ、預金取扱金融機関から
	「つなぎ資金」に係る貸付けを、総量規	の貸付けであって、①このような貸付けが
	制の「例外」に追加して頂きたい。	行われることが確実であることが確認で
		きる書面、又は、金融機関等の貸付けを行
		う者に対して行った当該貸付けが行われ
		ることが確実であることについての照会
		の結果を記載した書面の保存、②1か月以
		内に返済を行うこと、を条件として、つな
		加する旨を内閣府令で定めることとしま
C7	加みしたり、ハー・ハー・ハー・ビー	す (規則第 10 条の 23 第 1 項第 6 号)。
67	一般的なクレジットカードよりも厳し	法第 13 条の 2 第 1 項で規定する返済能
	い審査が行われるカードローン(ローン	力の調査により、「個人過剰貸付契約その
	カード)については、総量規制の「適用	他顧客等の返済能力を超える貸付けの契
	除外」とすべきではないか。	約」と認められるときは、貸付けの契約の
		締結をしてはならないこととされていま
		す。
		なお、銀行など、貸金業者以外からの借
		入れは総量規制の対象外となっています。
68	既存の極度方式基本契約のうち、毎月	法律は、返済能力の有無について借入残
	の返済の額が利用者の年収の 36 分の1	高 (ストックベース) と収入とを比較する
	以内であり、かつ、延滞がないものにつ	方法で判断する旨規定しており、これを政
	いて、改正法附則第32条に定める「この	令で毎月の返済の額 (フローベース) と収
	法律の施行に関し必要な経過措置は、政	入とを比較する方法に置き換えることは、
	令で定める」との規定に基づき、当分の	法律の委任の範囲を超えるものとなりま
	間、「基準額超過極度方式基本契約」を定	す。
	める規定の適用を停止し、当該極度方式	なお、経過措置として政令で手当てでき
	基本契約に基づく貸付けを制限なく行え	るのは、一定の限度内で、かつ、法律を否
	るようにする旨、政令で定めて頂きたい。	定しないものに限られます。
69	既存の極度方式基本契約のうち、毎月	法律は、基本的に年収の3分の1と借入
		75711 1017 T 1 1027 T 10177

の返済の額が利用者の年収の 36 分の 1 以内であり、かつ、延滞がないものについて、当分の間、「(利用者の) 利益の保護に支障を生ずることがない極度方式基本契約」として内閣府令で規定するものに追加し、当該極度方式基本契約に基づく貸付けに総量規制が及ばないよう手当てして頂きたい。 残高とを比較して返済能力の有無を判断することとしており、資金使途や緊急性の有無等を考慮することなく、内閣府令で一律にこのような措置を規定することは、法律の委任の範囲を超えるものとなります。

4. 貸金業者の事務手続きの円滑化を図るための措置の検討

70 極度方式基本契約に係る指定信用情報 機関を利用した返済能力の定期的な調査 の結果、源泉徴収票等の書面の提出等を 受けなければならない場合の提出期間を 「1か月」から「2か月」とする経過措 置を、恒久措置として頂きたい。 年収証明書については、できるだけ速やかな提出を求めていくことが制度の運用として望ましい一方で、今回の措置は、改正貸金業法の完全施行に伴うものであり、少なくとも制度が定着するまでの間は、貸金業者にとって1か月では実務的に年収証明書の回収が困難という実情があることを勘案し、1年間のみの経過措置ではなく、「当分の間」の措置とする旨を内閣府令で定めることとします(平成19年改正府令附則第9条の2)。

71 指定信用情報機関の信用情報による調査の結果、年収証明書の提出を受けなければならない場合において、提出期間の末日の前に年収証明書の提出を受け、それにより借り手が総量規制に抵触していることが判明したとしても、その提出期間の末日までは、極度額の引下げ又は新規貸付けの停止の措置(法第13条の4及び規則第10条の29)を講じる必要はないと解してよいか。

借り手が総量規制に抵触していることが判明した時点において、極度額の引下げ 又は新規貸付けの停止の措置を講じることが必要です。

72 極度方式基本契約に係る指定信用情報 機関を利用した返済能力の定期的な調査 の結果、年収証明書の提出等を受けなければならない場合の提出期間を2か月と したとき、調査の結果、2月続けて年収 証明書の提出等が必要となったとき、重 複して書面の提出等を受けなければなら ないこととなる。

そのため、2回目の調査を不要として良いか。

法第 13 条の 3 第 3 項ただし書の規定により、一度、直近の年収証明書の提出等を受けた場合は、重複して求める必要はないものと考えられます。

ただし、指定信用情報機関を利用した返済能力の定期的な調査を行うことを求める法第13条の3第1項又は第2項の規定に該当する場合には、調査を行う必要があります。

73 規則第10条の24第1項第2号に規定する新たな極度方式貸付けの停止に係る

返済能力の定期的な調査を行う必要がないものとして規則第10条の25第3項各

措置を解除しようとする際に法第 13 条 号に規定した場合を除き、法第13条の3 の3第1項に規定する調査を行った場 第2項に規定する調査は必要と考えられ 合、同条第2項に規定する3か月以内ご ます。 との次回の調査は必要か。 74 規則第10条の25第3項の指定信用情 極度方式基本契約に返済能力の定期的 報機関を利用した返済能力の定期的な調 な調査を義務付けているのは、個々の貸付 査が解除される場合として、「貸金業者の けの実行ごとに返済能力を調査するので 判断により貸付けを停止している場合」 はなく、一定期間ごとに調査を行い、その を追加して頂きたい。 時点の貸付残高が総量規制に抵触してい るか否かをチェックすることを目的とし たものです。 このため、一般に、新規の貸付けが停止 されている場合には、そのような返済能力 の定期的な調査は必要ないと考えられる ので、法第19条の帳簿の記載事項となっ ている交渉の経過の記録(規則第16条第 1項第7号)に、貸付け停止の措置を講じ た旨、その年月日及び理由(合理的なもの に限る。) の記載が行われていることを条 件に、顧客等からの停止の申出に基づき貸 付けを停止している場合など「貸金業者の 判断により貸付けを停止している場合」を 追加する旨を内閣府令で定めることとし ます (規則第10条の25第3項第3号)。 75 法第 13 条の3第2項に規定する調査 極度方式貸付けに係る契約(個別の貸付 けの契約)の都度、指定信用情報機関へ信 が除外される場合として、元本等の支払 用情報の照会を行うことは、実務上困難で の遅延を原因とする新たな極度方式貸付 けの停止に係る措置が講じられている場 あることから、法第13条第2項に規定す る調査が除外されており、それに代わるも 合が設けられたが、同様に法第13条の3 第1項に規定する調査についても、除外 のとして、法第 13 条の 3 第 1 項に規定す として頂きたい。 る調査が義務付けられた趣旨を踏まえる と、同項の要件に該当する場合には、当該 調査は必要と考えられます。 76 極度方式基本契約に係る定期的な返済 貸金業者が適切かつ的確に返済能力の 能力調査義務(規則第10条の24第1項 調査義務を履行することにより、過剰貸付 第1号及び第10条の25第3項第1号) けの防止という本制度の目的を果たす必 について、定期的な返済能力調査義務の 要性に鑑み、多重債務問題の抜本的な解決 基準は設定せず、原則として、すべての を図るという改正貸金業法の趣旨を逸脱 貸付けを対象とするべきである。 しない範囲で「10万円超」という基準を 77 極度方式基本契約に係る定期的な返済 設定しています。 能力調査義務(規則第10条の24第1項 第1号及び第10条の25第3項第1号)

L · ^
き下げ
額の増
貸付け
済能力
その際
けるこ
条第5
とによ
場合に
とによ
済能力
10 条の
· · · ·
的な理
ている
帳簿で
3第2
とする
す(規則
ハて、指
した返
場合で
ときに
使用し
う必要
び第2
nn + **
明書等
項第8
iする旨
す(「貸
参照)。
納税証
ないも
年収を
明書に
としま

す(規則第10条の17第1項第7号の2)。 また、勤務先が発行した所得証明書等に ついても、それが勤務先の代表印等により 真正なものであると認められるときには、 現在既に規則第10条の17第1項第3号に 規定されている「給与の支払明細書」と同 様に、個人の資力を明らかにする書面と認 められることから、規則第10条の17第1 項第8号に規定する「所得証明書」に該当 する旨の解釈の明確化を行うこととしま す(「貸金業者向けの総合的な監督指針」 参照)。 81 規則第10条の26第2項の規定により、 法第13条第3項においては、年収証明 指定信用情報機関を利用した返済能力の 書により返済能力を調査することとされ 定期的な調査の際に、一定の要件を満た ていることから、新たに直近の年収証明書 す場合には過去5年以内に発行された年 の提出等を受ける必要があるものと考え 収証明書を使用することができるとされ られます。 ているが、別に新たな貸付けの契約を締 結する際に、法第13条第3項の規定によ り年収証明書の提出等を受けなければな らない場合、当該証明書を使用すること は可能か。 期間の経過により、顧客の収入が大きく 82 規則第10条の26第2項の規定により、 一定の要件を満たす場合には過去5年以 変動していることも考えられるところ、資 内に発行された年収証明書を借り手の定 金需要者の資力に変更がないか否かを確 期的な返済能力調査の際に使用すること 認するためには一定の期間を定めた年収 ができるとされているが、資金需要者の 証明書をもって調査することが必要であ 資力に変更がない限り、有効期間を定め り、ご提案のような修正は適当ではないも ず、使用できるようにして頂きたい。 のと考えられます。 規則第10条の22第2項第3号に掲げ 貴見のとおりと考えられます。 83 る「地方税額を基に合理的に算出する方 法」とは、例えば、日本貸金業協会の社 内規則策定ガイドラインにより定める算 出方法又はそれに準じた方法で良いか。 84 年間の給与等の金額の算出方法は、1 給与の支払明細書に記載される給与の か月分の給与の支払明細書に記載される 金額を基に年間の給与等を算出する際に 給与の金額に 12 を乗じて算出しても良 は、規則第10条の22第2項第2号の規定 に基づき、支払明細書に記載されている いか。 「直近の二月分以上の給与(賞与を除く。) また、給与の支払明細書に記載された 前年度の地方税額がゼロの場合、直近二 の金額の一月当たりの平均金額に十二を 月分以上の給与の支払明細書が必要とな 乗じて算出」する必要があるものと考えら るのか。 れます。

		なお、給与の支払明細書に地方税額が表示されている場合には、1か月分でも年収計算が可能であることから、このような支払明細書については、1か月分でも「年収証明書」と認定する措置を講じることとしています。この規定に基づくと、前年度の地方税額がゼロの場合には、年収はゼロと算出されることとなります。直近における定期的な収入に基づき年間の給与等を算
		出する場合には、前述の規則第10条の22
		第2項第2号の規定に基づき算出するこ
		ととなります。
O.E.	5. NPOバンクに対する対応	水江田农老士担代从以 为公司联合北兴
85	生活困窮者支援貸付けを行うNPOバ	生活困窮者支援貸付けを行う特定非営
	ンクに対して、審査や運用の内容を詳細 に規制し、過大なコスト負担を強いるこ	利金融法人に対しては、借入れの状況の把 握や、生活再建のための指導等の一定の要
	に R R R R R R R R R R R R R	姓や、生活再建のための指導等の一定の要 件の下に、指定信用情報機関の信用情報の
	第者に対する必要な資金供給を不可能に では、事業税候なこで強めると、主活的	仲の下に、指定信用情報機関の信用情報の 使用義務等や総量規制の適用を除外する
	する恐れがある。NPOバンクの運用に	こととしています。この場合、これらの要
	ついては細かな規制は不要ではないか。	件については、借り手の返済能力を把握し
		た上で生活再建のための適切な支援を行
		うという観点から、必要不可欠なものと考
		えられます。
86	規則第1条の2の3第4項について、	内閣府令において規定されている要件
	第1号および第2号における「債務の総	を逸脱しない範囲で、特定非営利金融法人
	額」、「財務の状況」の把握及び、第3号	の規模・特性に応じた方法による対応が求
	における「財務の状況を定期的に把握」、	められると考えられます。
	「助言又は指導」は、特定非営利金融法	
	人の能力に応じた方法による把握をすれ	
	ば足りると理解してよいか。	
87	規則第1条の2の3第4項について、	特定の頻度で状況把握を求めるもので
	第3号における「財務の状況を定期的に	はありませんが、借り手や保証人が返済能
	把握」は、最低限どの程度の頻度で行う	力を継続的に保持していることを確認す
	ことを想定しているか。	るために必要な範囲で、状況把握が求めら
00	中叫你 4 夕 6 6 6 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	れると考えられます。
88	規則第1条の2の3第4項第3号並び	財務の状況を定期的に把握し、必要に応して、以来に応している。
	に同条第5項第1号及び第3号に規定する サラスはお道等は、東側によってはお	│じて助言又は指導を行うことや生活再建 │ │のための計画を笠字するための#罵を謙 │
	る助言又は指導等は、事例によっては弁 護士法に基づく法律事務に該当すること	のための計画を策定するための措置を講
	護工法に基って法律事務に該当すること が想定される。したがって、一定の条件	こることに づいては、直らに升渡工法に規
	を定め、弁護士の専業事務とすべき。	と考えられます。
89	生活困窮者においては、返済不能に陥	生活困窮者支援貸付けについては、借り

	る可能性が極めて高く、保証人と債務者 の人間関係に傷を残して債務者の復帰を 困難にすると考えられるため、生活困窮 者支援貸付けについて、保証人を取るこ とは禁ずるべきではないか。	手の債務の総額の把握による返済能力の調査や、生活困窮者の生活再建のための計画の策定及びその進捗状況等の把握や必要に応じた助言又は指導を通じて、生活困窮者の支援を図ることが要件とされており、返済不能に陥らないような一定の配慮がなされています。 なお、保証人を一律に禁止することは、借り手の選択肢を奪うことにもなることから、必ずしも適当ではないと考えられます。
90	生活困窮者支援貸付けにおいては、その趣旨から、高率の遅延損害金を取るべきではない。このため、規則第1条の2の3第7項として、「当該貸付けに関し、債務不履行が発生した場合の金利は貸出金利と同率以下とし、別途遅延損害金、遅延手数料などは発生しない契約となっていること」を追加すべきではないか。	生活困窮者支援貸付けにおいても、遅延 損害金等は、返済の動機付けとして一定の 効果があると考えられることから、一律に 禁止されるべきものではないと考えられ ます。 なお、生活困窮者支援を装った高率の遅 延損害金を目的とする貸付けについては、 そもそも「生活困窮者を支援するための貸 付け」に該当しないため、仮にこれを行っ た者が特例として義務の履行を免れてい た場合には、当該義務の不履行として法令 違反となります。
91	規則第5条の3の2第1項第2号においては、利息収入の額の比率で規制をしているが、元本の比率で規制をすべきではないか。	特定非営利活動法人については、例えば、その認証基準において、特定非営利活動に係る事業の支出規模が、総支出額の2分の1以上であることが要件とされているなど、フローベースの基準が一般的となっていることから、規則第5条の3の2第1項第2号においても、利息収入の額の比率による規制を行っているところです。また、現状、いわゆるNPOバンクにおいては、全体の貸付けの利息収入に占める特定非営利活動貸付けては生活困窮者で援貸付けに相当する貸付けの利息収入の額の比率は、十分に高いと考えられます。
92	特定非営利金融法人が隠れ蓑として使われることを防ぐため、「役員の従業員の氏名およびそれぞれが受け取った給与その他の給付」を閲覧の対象に追加すべきではないか。 規則第5条の4の2第1項第2号が定	頂いたご意見は特定非営利金融法人の 開示のあり方に係る今後の検討の参考と させていただきます。 貴見のとおりと考えられます。

	める体制として、「貸付けの業務に三年以	
	める体制として、「負的けの果然に三年以 上従事した経験を有する者 を複数名(最	
	大 10 名程度) 指定し、これらの者から必	
	要に応じて助言又は指導を受けることと	
0.4	することは可能か。	
94	N P O バンク要件として貸付金利	最近のいわゆるNPOバンクの貸付金
	7.5%の根拠を明示して頂きたい。	利の実情を踏まえるとともに、低金利で公
		益性の高い事業の費用を賄う水準として、
		財産的基礎要件の特例の要件と同じく
		7.5%と設定しました。
95	特定非営利活動貸付け及び生活困窮者	事業報告書の各種別貸付残高及び貸付
	支援貸付けについて、債務者の借入理由	件数等の計数関係については、法第24条
	(資金使途を含む。)も統計情報として開	の6の9、規則第26条の29の2並びに別
	示すべき。	紙様式第8号の2及び第8号の3の規定
		により、監督上必要な項目について報告を
		求めています。
		なお、非営利特例対象法人に対しては、
		貸付けの相手方等の借入状況等を把握し、
		必要に応じ助言又は指導等を行うことを
		要件として、様々な特例措置が講じられて
		いますが、こうした要件が確実に満たされ
		ているか否かについて、適切に監督してい
		くこととしています。
96	実質的なヤミ金融業者がNPOバンク	貸付業務経験者の確保義務の免除や指
	を装って参入することを阻止するよう、	定信用情報機関の信用情報の使用・提供義
	必要な措置を講じ、監視の強化を求める。	務の免除等の特例を受ける非営利特例対
	また、NPOバンクに係る要件を広く	象法人(規則第5条の3の2第2項)に対
	周知することによって、NPOバンクを	しても、他の貸金業者と同様に、適切な監
	振ったヤミ金融業者の被害を発生させる	ひくも、他の真並来有と向様に、過りな監 督や検査を通じて、法令等遵守態勢や経営
	表ったヤミ亜融来省の被告を光生させる ことの防止を図ることができるのではな	首や検査を通じて、法市寺遠寸思劣や程蓋 管理態勢等を的確に把握していく必要が
		官垤思労寺を的唯に把握していて必要が あるものと考えられます。
	したか。	
		また、当該特例を受ける非営利特例対象
		法人は、規則第5条の3の2第1項第3号
		の規定により、貸付けに係る契約ごとにそ
		の内容を記載した書面等を備え置き、閲覧
		の請求があった場合には、これを閲覧させ
		ることとされています。
		頂いたご意見は、貴重なご意見として承
		り、今後の参考とさせていただきます。
97	NPOバンクに係る対応(①貸付業務	いわゆるNPOバンクについては、非営
	経験者の確保義務の免除、②指定信用情	利かつ低金利で公共性のある貸付けを行
	報機関の信用情報の使用・提供義務の免	うNPOバンクの活動を支援する観点か

除及び総量規制の「適用除外」)について ら、今回の改正貸金業法の完全施行に併 は、反対する。NPOバンクであっても、 せ、新たな措置を講じることとしていま す。ただし、このような措置を設けるにあ 業務経験の豊富な実務担当者が、指定信 たっては、NPOバンクに対して、非営利、 用情報機関の信用情報を使用して、審査 低金利、貸出目的の公益性、貸付内容等の を行うべきである。 情報開示を求めているほか、貸付けについ ても、特定非営利活動貸付け、生活困窮者 支援貸付けに限定し、かつ過剰貸付けとな らないような体制整備を求めることとし ています。 98 生活困窮者向けの貸付けについて、総 非営利特例対象法人が行う生活困窮者 量規制の「適用除外」として頂きたい。 を支援するための貸付けについては、一定 の要件を満たす場合には、規則第10条の 21 の2の規定により、総量規制の「適用 除外」とされています。 99 規則第1条の2の3第6項に規定する 多重債務問題の抜本的な解決を図ると 「生活困窮者」の定義を明確にして頂き いう改正貸金業法の趣旨に鑑み、生活困窮 者の定義については、法の潜脱とならない たい。 範囲において、硬直的なものとならないよ また、生活困窮者の「最低限度の生活 を維持するために必要な費用」は、国が うにする必要があるものと考えられます。 社会福祉政策において責任を負担すべき また、生活困窮者の最低限度の生活を維持 ものであり、NPOバンクが融資するべ するために必要な費用については、様々な きものではないため、当該規定を削除頂 ケースが想定され、公的扶助と併せていわ ゆるNPOバンクによる貸付けを利用す きたい。 ることも排除されるべきではないものと 考えられます。 100 指定信用情報機関の信用情報の使用・ 生活困窮者支援貸付けの趣旨は、その貸 提供義務の免除等の対象となっている生 付けに際して、借り手が既に負担している 債務を可能な限り整理し、当該借り手の生 活困窮者支援貸付けについて、規則第1 条の2の3第5項第3号の規定に基づき 活再建のための計画を策定するとともに、 借り手の債務の総額を定期的に把握する 貸付け後においても、当該計画に基づき借 場合においては、自己申告によるものも り手の生活再建を図っていくことにあり 可能か。 ます。このような趣旨に鑑み、貸し手には、 定期的に借り手の債務の総額を把握する ことが求められており、このような債務の 把握を通常の注意義務をもって行う限り においては、自己申告により債務の総額を 把握することも可能と考えられます。 101 規則第5条の3の2第1項第2号の規 非営利特例対象法人が、仮に、規則第5 定に抵触した場合、業務改善命令をはじ 条の3の2第1項第2号に規定する要件 めとする行政処分並びに刑事罰の対象と を満たさない場合には、貸付業務経験者の なることを確認したい。もし、対象とな 確保義務の免除や指定信用情報機関の信

らない場合、対象とすべき。 用情報の使用・提供義務の免除等の特例が 受けられません。 この場合、本則にのっとり、他の貸金業 者と同様に、例えば指定信用情報機関の信 用情報を使用することなく、貸付けを行っ た場合には、法令違反となります。なお、 行政処分等については、個別具体的に検討 されるものと考えられます。 102 非営利特例対象法人に対しては、貸付け 規則第5条の3の2第2項に規定する 非営利特例対象法人のうち、貸付業務経 の相手方等の借入状況等を把握し、必要に 験者の確保義務の免除や指定信用情報機 応じ助言又は指導等を行うことを要件と 関の信用情報の使用・提供義務の免除等 して、様々な特例措置が講じられています の特例を受ける貸金業者に対して、利息 が、こうした要件が確実に満たされている か否かについて、適切に監督していくこと 収入のその後の使途又は取扱いについて も開示すべき。 としています。 別紙様式第8号の2の表6「貸付金の 記載上の注意において、2種類以上の担 103 担保内訳」について、別紙様式第8号の 保がある貸付金については、受入担保の配 事業報告書では、人的保証付の有担保融 列順にしたがって、担保の評価額を限度と 資の場合、複数の物的担保のみがある貸 して充当計上することとしています。 付けの場合の記載方法とは異なり、物的 担保として当該貸付残高が 100%となる ように項目の配列順に充当計上した後、 人的保証も 100%となるように再掲する という理解をしているが、本様式におい ても同様の記載方法でよいか。 その場合、表上の残高の構成割合と実 質構成割合とは異なることになるがこれ についてはいかがか。 104 別紙様式第8号の3中の「15金利帯別 ご指摘を踏まえて、別紙様式第8号の3 貸付件数及び貸付残高」の記載上の注意 中の「15 金利帯別貸付件数及び貸付残高」 1について、別紙様式第8号の2には同 の記載上の注意1を削除します。 様の注意事項が記載されておりません。 理由が御座いましたらお示し頂きたい。 非営利特例対象法人・特定非営利金融 105 「非営利特例対象法人」とは、規則第5 法人の事業報告について 条の3の2第2項に掲げるすべての要件 非営利特例対象法人とは、(1) 非営利法 に該当する者をいいます。 人(2) 純資産 500 万以上(3) 特定非営利活 一方、「特定非営利金融法人」とは、法 動として行われる貸付け又は生活困窮者 第 24 条の6の2の規定により規則第 26 を支援するための貸付けを事業の主目的 条の25の2第3項第1号に掲げる場合に とし定款等で定めている(4)定款等で剰 該当する旨の届出を行った貸金業者(当該 余金の分配等を行わず、解散時の残余財 届出の日以降同項第2号又は第3号に掲 産の帰属について定めている、との4項 | げる場合に該当することとなった者を除

目を全て満たす法人を指し、その非営利 特例対象法人が、特定非営利活動貸付け 又は生活困窮者支援貸付けの締結を業と して行う旨の決定をし、その旨の届出を 行った場合の貸金業者を特定非営利金融 法人というとの理解でよいか。否である 場合、両者の相違点(貸付条件や業務上 の義務なども含め)を示されたい。

また、それぞれの法人については、別紙様式第8号の2及び第8号の3として個別の事業報告書様式が定められているが、2法人の区分に対する考え方が前述のとおりでよい場合、ほとんどの非営利特例対象法人は特定非営利金融法人ともなると思われることから、別紙様式第8号の3により非営利特例対象法人としての報告を行う業者は稀であると思われる。

これら2様式の相違点は表 17・18 (特例貸付状況)の有無のみであることから、2様式を統一し、非営利特例対象法人は表 17・18 の記載を要さないとすることとしてはいかがか。

く。)をいいます。

また、別紙様式第8号の2は「特定非営利金融法人」向けの様式として、別紙様式第8号の3は「非営利特例対象法人で特例登録を受けた者」向けの様式として、記載漏れ等がないように明確に区別しています。

106 指定紛争解決機関として貸金業協会の みが指定された場合には、当該協会と手 続実施基本契約を締結する義務が生じる こととなるが、NPOバンクについては、 それ以外の貸金業者が手続実施基本契約 を締結する指定紛争解決機関と手続実施 金融ADRにおいては、利用者保護という観点から、法律において、指定紛争解決機関が指定されている場合には、いわゆるNPOバンクを含め、例外なく、すべての貸金業者が当該指定紛争解決機関と手続実施基本契約を締結することを求めており、対応は困難であると考えられます。

6. その他所要の改正

てするべきである。

107

規則第 10 条の 18 第 2 項、第 10 条の 20 第 2 項、第 10 条の 27 第 2 項において、返済能力調査の記録の保存について、(年収証明書又はその写しに)「記載された情報の内容を記録した電磁的記録を含む。」旨が追加されているが、この電磁的記録とは、顧客が提示した年収証明書をスキャナー等で読み取り、電子化したデータなどを指すと考えてよいか。

基本契約を締結する必要がないよう手当

例えば、年収証明書を顧客自身が携帯 電話に付属しているカメラで撮影し、そ ご質問の前段については、貴見のとおり と考えられます。

なお、ご質問の後段のような対応については、事後において真正であることの判定を容易に行うことができる限りにおいて、排除されないものと考えられます。

の画像を業者が受信して保存する対応も可能か。

108 貸金業登録(登録事項の変更の届出を 含む。)にあたり、申請書に添付される資料の記載内容の真偽を確認するために必要な資料の徴求を可能とするための措置 (規則第4条第3項第14号、第8条第8 号)について、徴求する場合の客観的基準がなければ、安定性を欠くおそれがある。このため、客観的基準を明示するか、削除して頂きたい。 申請書の添付資料の真偽を確認するために必要な資料については、個別具体的な事例に応じて適切に徴求することが適当であると考えられます。

109 規則第4条第3項第14号、第8条第8号において、登録申請書及び変更届出書の添付書類として、添付書類の記載内容が「真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類」(財務局長などが必要と認めるときに限る。)が追加されている。

これは、具体的にどのような書面をさすのか。本書面の提出が求められる趣旨は何か。登録申請または変更届出の際に、財務局長などが個別に指示した場合に提出すれば足りるのか。

添付書類の記載内容が「真実かつ正確であることを確認するために必要な事項を記載した書類」の提出を求める趣旨は、財務局長等の適正な登録(更新・変更届出)の審査を担保するためであります。

当該書類については、財務局長等が必要と認めるときに提出が求められ、規則第4条第3項第14号、第8条第8号において規定する添付書類に記載された事項が真実かつ正確であることを確認するため、添付書類に応じて個別具体的に判断されるものと考えられます。

7. その他のご意見

111

110 総量規制の基準となる給与所得者の年 収については、過去3年間の平均につい ても認める等、弾力的な運用を行うべき ではないか。

1年間失業していた者が再就職した場合についても返済能力を認めるべきである。

給与所得者の年収は、基本的に一定期間にわたって継続的と認められることから、 返済能力の調査にあたっては、直近の期間 の年収を用いるべきものと考えられます。

なお、ご質問の後段のようなケースについては、直近2か月分以上の給与の支払明細書に記載された給与の金額を平均し、12倍することをもって年収を算出することが認められています。

総量規制の基準となる年収については、同じ年収水準であっても、夫婦と子供2人の標準世帯と単身世帯では、可処分所得にかなりの差異があるため、弾力的な運用を行うべきではないか。

以前の返済に問題がなく、かつ借入先が3社以下の場合等、家計が自己管理されていると認められている場合には、返済能力があると認めてよいのではない

法律において、借り手の「その年間の給 与及びこれに類する定期的な収入の金額 として内閣府令で定めるものを合算した 額に3分の1を乗じて得た額」を基準に返 済能力を調査するとされており、政令や内 閣府令でこれと異なる取扱いを定めるこ とは、法律の委任の範囲を超えるものとな ります。

	か。	
112	団体に貸金業者が貸付けを行う場合、	①いわゆる権利能力なき社団について
	例えば、①いわゆる権利能力なき社団の	は、「団体としての組織を備え、多数決の
	場合、②民法上の組合の場合、③商法上	原則が行われ、構成員の変更にもかかわら
	の匿名組合の場合は、法第13条第2項の	ず団体が存続し、その組織において代表の
	「個人である顧客等」に該当するのか。	方法、総会の運営、財産管理等団体として
		の主要な点が確定している」限りにおい
		て、個人には該当しないものと考えられま
		す。
		②民法上の組合については、個人には該
		当しないものと考えられます。
		③商法上の匿名組合については、対外的
		には営業者だけが契約者となるものであ
		り、営業者が個人であるか否かによるもの
		と考えられます。
113	①法人である債務者の保証人となって	保証人については、貸金業者に対して、
	いる個人、②個人事業者の「例外」貸付	①保証人の返済能力調査(法第 13 条第 1
	けの保証人となっている個人について	項)、②(①の調査に際しての) 指定信用
	は、いずれも保証契約上の責任の範囲を	情報機関の保有する信用情報の使用(同条
	当該個人の年収の3分の1に限定するべ	第2項)、及び③(①の調査の結果)保証
	きではないか。	人の返済能力を超える保証契約であると
		判明した場合の契約締結禁止(法第 13 条
		の2第1項)、が義務付けられています。
114	特例民法法人から一般法人への移行後	今回の改正は、改正貸金業法の完全施行
	についても、奨学金の貸与の事業を総量	の円滑な実施を目的としており、頂いたご
	規制の「適用除外」として頂きたい。	意見は、今回の改正の対象ではありません
115	教職員の互助団体について、総量規制	が、貴重なご意見として承り、今後の参考
	を始めとする貸金業法の規制対象から除	とさせていただきます。
	外して頂きたい。	